

# 横浜市立秋葉中学校同窓会会則

平成 29 年 2 月 20 日改訂

- 第 1 条 本会は横浜市立秋葉中学校同窓会と称する。
- 第 2 条 本会は会員と学校との関係を緊密にし、秋葉中ファンド、地域の皆様と共同して、母校の教育環境の整備に努めて学校教育の振興を図ると共に、併せて会員相互の親睦を目的とする。
- 第 3 条 本会は第 2 条の目的を達成するために必要な事業を行う。
- 第 4 条 本会は事務局を横浜市戸塚区秋葉町 271-3 横浜市立秋葉中学校内におく。
- 第 5 条 本会は次の会員により組織する
- ① 正会員 : 本校卒業生
  - ② 特別会員 : 本校現及び元職員
  - ③ 賛助会員 : 本校の元保護者および趣旨に賛同する者
- 第 6 条 本会に次の役員をおく
- ① 代表 1 名
  - ② 副代表 2 名 (内 1 名は副校長)
  - ③ 書記 1 名
  - ④ 会計 1 名
  - ⑤ 顧問 若干名 (内 1 名は現職校長)
- 第 7 条 役員は会員中より総会において選出する。
- 第 8 条 役員の任務は下記の通りとする。
- ① 代表は本会を代表して会を統率する。
  - ② 副代表は代表を補佐し、会長に事故のある時はその代理をする。
  - ③ 書記は庶務を掌る。
  - ④ 会計は会の収支の事務を掌る。
  - ⑤ 顧問は会長の諮問に応ずる。
- 第 9 条 役員の任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。
- 第 10 条 会議は、総会および役員会とする。
- 第 11 条 本会の最高議決機関は総会とする。
- 第 12 条 総会は年 1 回開催し、役員並びに決算の承認、及びその他の重要項目を決議承認する。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 第 13 条 総会の決議は、出席者の過半数をもってこれを決定する。
- 第 14 条 役員会は必要に応じて代表が招集し、本会の会務について審議・執行する。
- 第 15 条 本会の運営を円滑に行うため秋葉中ファンドと協力をし、必要に応じて部会を設置し、協力員をおくことができる。
- 第 16 条 本会の経費は、入会金及び寄付金をもって充てる。
- 第 17 条 正会員は、卒業時入会金 200 円を拠出する。
- 第 18 条 賛助会員の寄付金は、一口 500 円とする。
- 第 19 条 会計を監査するため、監査委員 2 名をおく。
- 第 20 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日までとする。
- 第 21 条 本会則の改廃は、役員会において審議し、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

## 【附則】

- 1 本会則は昭和 61 年 3 月 10 日より施行する。
- 2 本会則は平成 29 年 2 月 20 日改訂、施行する。